

## 後期高齢者医療被保険者の方へお願い

交通事故など(第三者行為)の治療で  
保険証を使用する場合は

お住いの市(区)町村の  
後期高齢者医療担当窓口に  
ご連絡をお願いします。

\*交通事故は、警察に届け、  
事故証明書の交付を受けてください。



こんな時にも**届け出が必要です**

飲食店、購入食品、仕出し料理で

食中毒にあった



暴力行為によるけが

自転車同士の事故

スキー場での接触事故

他人の犬に噛まれた



示談をする前に

必ずお住いの市(区)町村の  
後期高齢者医療担当窓口

にご相談ください。

